

上石津まちづくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は上石津まちづくり協議会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、上石津地域事務所地域政策課に置く。

(目的)

第3条 本会は、大垣市上石津町の牧田、一之瀬、多良、時の4地区における既存のまちづくり活動を尊重しつつ、上石津全体の課題の解決に向けた活動を協働して推進することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 上石津地域の特性を生かしたまちづくりの推進。
- (2) その他、目的を達成するために必要と認められる活動等の推進。

(会員の構成)

第5条 本会は、上石津地域4地区の連合自治会長及び4地区のまちづくり団体推薦者（各地区から4名）並びに連合自治会推薦者（各地区から3名以内）32名以内で構成する。（以下「会員」という。）

2 会員の任期は、2年とする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員の選出・任期)

第7条 本会の役員は、会員の中で互選する。

- 2 監事は、総会で選任し、会長が委嘱する。
- 3 監事は、会長、副会長、その他の役員と兼ねることはできない。
- 4 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
- 5 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は任期満了の場合においても、後任者が選出されるまでの間、その職務を行うものとする。

(役員の職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長の中から代表を互選しその職務を代行する。
- (3) 書記は、記録と資料の整理・保存及び各種申請手続きを行う。
- (4) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第9条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第10条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、各事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じ役員会の決議を経て、速やかに開催しなければならない。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (2) 収支予算及び決算報告に関する事。
 - (3) 役員の選出に関する事。
 - (4) 規約の制定及び改廃に関する事。
 - (5) 各地区の連絡調整に関する事。
 - (6) その他の必要と認める事項

(役員会)

第11条 役員会は、監事を除く役員及びプロジェクトリーダーをもって構成する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 役員会は、次の事項を協議する。
 - (1) 総会で協議する事項。
 - (2) その他、本会の運営に必要な事項。

(会議の成立、議決)

第12条 総会及び役員会は、会長が、招集する。

- 2 会議は委任状を含む会員又は役員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(プロジェクト)

第 13 条 会長は役員会の同意を得て、上石津地域全体の特定課題の解決に向けた調査研究や事業などを行うため、本会にプロジェクトを設置することができる。

2 プロジェクトのメンバーは、役員会で選出された会員及び 4 地区のまちづくり団体並びに連合自治会から推薦された者をもって構成する。

3 会長は役員会の同意を得て、前項に定める者の他に、専門家、学識経験者などをプロジェクトのメンバーとして委嘱することができる。

4 プロジェクトの人数、期間（任期）は、その都度役員会で決定する。

5 プロジェクトリーダーは、メンバーの中で互選する。

6 プロジェクトの会議は、プロジェクトリーダーが招集する。ただし、プロジェクト発足後、最初に開催される会議は、会長が招集する。

(会計)

第 14 条 本会の経費は、助成金、補助金、委託金、寄付金、自治会からの協力金等をもって充てる。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(顧問)

第 16 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。

3 顧問は会長の要請により、総会、役員会、プロジェクトの会議に出席することができる。

(補則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

附則 この規約は、平成 23 年 7 月 28 日から施行する。

附則 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規約は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

附則 この規約は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。